4) 表彰制度の導入

1. 表彰制度の導入

これまでの活動(表彰制度の現状)

- 表彰については、継続的に実施している地方協議会、一度実施して中断している地方協議会、実施していない地方協議会がある。
- 表彰は、パートナーシップのモチベーションの向上やマスコミに取り上げられることによる認知度の 向上等に寄与。



1. 表彰制度の導入

これまでの活動(表彰制度の現状)

▼継続している表彰制度の概要(北海道・関東・九州の例)				
実施主体	制度の目的	応募条件	評価項・視点	評価方法
シーニックバ イウェイ北海 道推進協議会	シーニックバイウェイ北海道の 推進に向けて、 <u>他の模範となる</u> ルート活動の積極的な創出、啓 発・普及を目的	●活動団体賞⇒指定ルートおよび候補ルート●部門賞、最優秀賞⇒指定ルートのみ・いずれも様式記入	 ●活動団体賞(1件) ●部門賞(3件) ①美しい景観づくり賞 ②活力ある地域づくり賞 ③魅力ある観光空間づくり賞 ●最優秀賞(1件) 〈視点〉 地域の資源を発見・活用し、有形・無形の「新しい価値」を生み出しているか否かに評価の軸を置くと共に、以下の点に留意し評価 ○持続性 ○浸透性 ○拡張性 ○連携性 ○先進性 ○効果性 ○人材育成 	・活動団体賞 ⇒各ルートが、持ち点 10点を自ルート以外 に自由配点 ⇒推進協議会にて確定 ・部門賞、最優秀賞 ⇒ルート審査委員会に て委員が持ち点10点 を自由配点 ⇒推進協議会にて確定
風景街道関東 地方協議会	登録ルートにおける年間活動の中で、創意工夫のもと地域の魅力を発展させ、その活動を他のルートの更なる活動推進に繋げることを目的	●活動団体が対象年度に実施した活動の中から「応募用紙(代表活動シート)」に記入し、応募。 ●1つの団体から複数部門への応募も可。	①地域活性化への寄与部門 ・地域間交流の拡大 ・活動を継承・活性化 ・埋もれた魅力を発掘 など ②美しい国土景観の形成部門 ・花など植物による演出 ・看板等での工夫 ・統一感のある町並みのための工夫 ・規制・規則との共存 など ③観光振興への寄与部門 ・観光客増加 ・売上げ向上 ・参加者(団体)や出店数増加 ・独創性 ・新たな付加価値	・選定委員(審査者) により評価項目ごと に採点。委員会(審 査者で構成)での議 論を経て、表彰案件 を選定。 ・風景街道関東地方協 議会にて確定。
九州風景街道 推進会議	登録ルートにおける年間の取り組みのうち、地域の魅力を発掘、維持・発展させるとともに、他地域の人々へ魅力を提供する内容となり、その取り組みが当該ルートばかりでなく、他ルートの更なる取り組みを促すことを目的	●登録ルートから提出された「日本風景街道九州14ルート年間代表取り組み」を基に、選定するための評価項目等により選定。	・部門等は設定していない。 ・視点は以下の5点。 ①地域の魅力を発掘、維持、発展させる取り組み ②他地域の人々へ魅力を提供する取り組み ③今後も継続していくことが確実視できる取り組み ④他地域の人々の来訪心をそそる取り組み ⑤他のルートの先進事例となる取り組み	・九州風景街道基本問題小委員会は、評価項目等により、登録ルートの当該年度取り組み内容を評価。最も有用なルートにおける取り組みを3件程度選定。・結果については九州風景街道推進会議に諮り承認を得て確定。

1. 表彰制度の導入

提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・表彰は、パートナーシップのモチベーションの向上や地元マスコミの報道による認知度の向上等 に寄与。
- ・表彰については、継続的に実施している地方協議会、実施していなかったり、中断している地方 協議会がある。

〇表彰制度の導入の方向性

- 現在、表彰を実施している地方協議会は、継続して実施。
- ・表彰を中断又は実施していない地方協議会は、先行事例を参考に、各地域に応じた表彰制度 を導入。
- ・各ルートの活動状況や各地方協議会における表彰制度の定着状況を踏まえ、国土交通省は 全国規模の表彰制度についても早期に導入。

2. 東北における表彰制度の導入の方向性(案)

【現状】

- 東北風景街道協議会の表彰制度については、平成23年度(H24.3)に実施して 以降、中断している状況。
- 当時の表彰制度(部門)は、①ビューポイント・景観部門、②滞留拠点部門、 ③広報PR部門、④協議会特別部門の4部門を設置。

〇表彰制度の導入の方向性(案)

- 来年度中に、表彰制度を導入。
- 導入に向けて、他地整(北海道、関東、九州等)の事例を参考に、今後、具体な審査基準等について検討を実施。
- 表彰部門は、当時のように複数の部門は設置せず、1~2部門程度としたい。 (例:優秀賞、特別賞の2部門)